

第3章

すべてのこどもに愛情を！～面会交流支援～



1 総論

「私は、すべからく子供には親から『栄養と愛情』を受け取る権利があると思っています。離婚でいえば、栄養は養育費、愛情は面会交流です。」

これは、明石市こども養育支援ネットワークを立ち上げた頃に、明石市長・泉房穂が、雑誌の取材で語った言葉である。

明石市では、すべてのこどもに愛情を届けるため、養育費確保支援よりも先に、面会交流支援に丁寧に取り組んできた。

こどもの情報を共有するためのノート（養育手帳）を配布し、面会交流場所として公共施設を提供するほか、面会交流当日にこどもの付添いや受渡しも行っている。

言うまでもないことであるが、面会交流は、親のためではなく、こどものために行うものである。こどもが望まない面会交流は行うべきではない。また、面会交流を行う際には、こどもの安心・安全が最優先であることも当然である。

明石市で作成して配布している参考書式「合意書・養育プラン作成の手引き」にも、「面会交流はこどもの安全と安心が前提となります。」と注意喚起をして、そのことを呼びかけている（89頁）。



2 こどもの情報共有—養育手帳

(1) 開始時期

2014年10月

(2) 経緯

明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議の委員から、離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが発生している現状について報告があったことを受けて、韓国の取組を参考に作成した。

(3) 内容

主に一緒に暮らす親（監護親）が書く欄と、定期的に会う親（面会親）が書く欄に分かれており、それぞれの親がこどもの情報を書き込んで、こどもを通じて渡す交換日記である。

監護親がこどもの最近の生活や相手に気を遣ってほしいことなどを、面会親がこどもと会ってどのように過ごしたかなどを書くことを想定している。

(4) 効果

これまでに一定数を配布していることから、ニーズはあるものと思われる。養育手帳の内容は全国共通であり、外注費用（印刷製本費）も1冊100円程度で予算もあまりかからないことから、他の自治体でも同じように配布することは十分可能である。



子どもと親の交流ノート

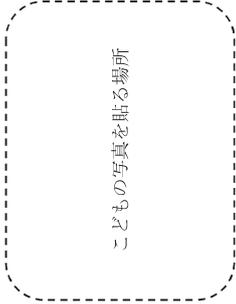


子の氏名

明 石 市

離婚をしても、親子であることに変わりはありません。
 この幸せは、父母の幸せです。
 幸せを実現するために、この交流ノートを使ってみませんか。

年 月 日 から
 年 月 日 までの記録



こどもの写真を貼る場所

あなたが、いちばん、大切です
お母さんとお父さんは、おなじ「おうち」に
いないけれど
お母さんもお父さんも、あなただのことが
「大好き」
これまでも、これからも、ずっと、ずっと

「子どもと親の交流ノート」の使い方

主に一緒に暮らす親が、子どもの最近の生活や相手に気を使って欲しいこと、相談したいことなども書いてください。
 子どもから、このノートを今度会う親に渡してください。
 子どもと会う親は、いつ、どこで子どもと会って、どのように過ごしたかを書いてください。また、相手に伝えたいこと、相談したいことなども書いてください。
 子どもから、このノートを主に一緒に暮らす親に渡してください。

このノートは親子の交流の記録です。
 親はノートに書かれていることを子どもに読んであげてください。

ノートに、お父さん、お母さんがお互いに励ましや感謝の気持ちなどを書いていると、子どもはもっと喜ぶでしょう。

交流ノートは子どもの成長記録です。
 親として子どもの成長の姿を共有してみませんか。

書き込みがなくなったら、窓口で新しいノートをもらってください。

記入例 1 主に一緒に暮らす親が書いてください

以下は、書き込みの具体例です。参考してみてください。

【記入日 〇〇年 〇月 〇〇日】

- 1 最近、子どもはこのような生活をしています。
 (例) 幼稚園で友達ができました。
 〇月〇日にインフルエンザの予防注射をしました。
 算数の試験で90点を取りました。ほめてあげてください。
- 2 今日、子どものことで気になっておることでです。
 (例) 少しかぜをひいています。食後30分以内は薬を飲ませてください。
 アトピーが少しひひどくなりました。食べ物に気をつけてください。
- 3 相談したいことがあります / お願したいことがあります。
 (例) 最近、本を読んでみたいと言っています。本屋と一緒に本を選んでほしいです。

記入例 2 定期的に会う親が書いてください

以下は、書き込みの具体例です。参考してみてください。

時間：(例) 〇年〇月〇日〇時から〇時頃まで

場所：(例) 定期的に会う親の自宅、〇〇児童館、〇〇パーク…

- 1 子どもと会ってこのように過ごしました。
 (例) 一緒に本屋に行き、本を2冊買いました。
 公園で遊ぶつもりでしたが、かぜ気味なので、児童館でゲームをして遊びました。
 お家でファミレスでハズタと一緒に食べました。
- 2 相談したいことがあります / お願したいことがあります。
 (例) 新しいゲームソフトが欲しいようです。お母さんと相談してから買ってあげると言いました。買ってもいいですか。メールで返事をお願いします。
- 3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。
 (例) 一緒にサッカーの試合を見に行きたいです。いいですか。メールで返事をお願いします。

交流記録のページ



定期的に会う親が書いてください

【時間】 年 月 日 時～ 時頃
【場所】

1 子どもと会ってこのように過ごしました。

.....

2 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

.....

3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。

.....

8

主に一緒に暮らす親が書いてください

【記入日】 年 月 日

1 最近、子どもはこのような生活をしています。

.....

2 今日、子どものことで気になっていることです。

.....

3 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

.....

7

定期的に会う親が書いてください

【時間】 年 月 日 時～ 時頃
【場所】

1 子どもと会ってこのように過ごしました。

.....

2 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

.....

3 次回は、こんなふうに過ごそうと思います。

.....

10

主に一緒に暮らす親が書いてください

【記入日】 年 月 日

1 最近、子どもはこのような生活をしています。

.....

2 今日、子どものことで気になっていることです。

.....

3 相談したいことがあります / お願いしたいことが
あります。

.....



明石市政策局 市民相談室

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5002

FAX 078-918-5102

3 場所の提供—親子交流サポート事業

(1) 開始時期

2014年10月

(2) 経緯

明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議の委員から、面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしい旨の要望を受けたことから、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるようにするため、公共施設を無料で開放した。

(3) 内容

日本最古のプラネタリウムがある市立天文科学館を、面会交流に適した空間として提供している。

面会交流目的で利用する場合は、親の入館料を無料（高校生以下のこどもは全員無料）にしているほか、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約を受け付けている。

(4) 効果

これまでに市立天文科学館を面会交流の場所として利用した親子がいることから、ニーズはあるものと思われる。こどもが安心して安全に面会交流をすることができる場所は、全国的にもそれほど多くないと耳にする。公共施設はまさに適した場所であることから、全国の自治体においても、こどものために公共施設を無料で開放してほしいものである。



4 親子の架け橋－面会交流のコーディネート

(1) 開始時期

2016年10月

(2) 経緯

面会交流において悩ましい問題の1つに、子どもを別居親にどのように引き合わせるかという問題がある。

父母間の葛藤が高く、お互いに顔を合わせられないようなケースでは、祖父母や代理人弁護士が仲介する例も見受けられるが、往々にして仲介者が父母の一方に加担しがちとなり、うまくいかないケースもあると聞く。また、民間支援団体による仲介の場合は、費用が悩みの種であるとの声も耳にする。

このような声を受けて、市が親子の架け橋となるべく、子どもの立場（父母間においては中立の立場）に立って、無料で面会交流のコーディネートを行うことにした。

行政が自ら面会交流をコーディネートしている自治体は、後にも先にも明石市だけである。



(3) 大前提

こどものための安心・安全な面会交流をスムーズに行うため、面会交流のコーディネートを行う際には、以下の3点を大前提としている。

① こどもが中学生以下で明石市内に住んでいる

「明石のこどもたちをまち全体で応援する」ことをまちづくりのビジョンに掲げているため、親の居住地にかかわらず、こどもが明石市内に住んでいることを必要としている。

また、一般的に高校生以上のこどもは自分の意思で面会交流をすることができる現状に鑑み、中学生以下を対象としている。

② こどもと父母全員の同意が必須である

こどもと父母三者全員の同意を得られない場合は、コーディネートを行わないことにしている。同意の方法は、文書でも口頭でも構わない。

③ 市は合意形成に関与しない

三者のうち誰かが同意しない場合や、文書での合意に違反した場合に、市がその者に対して同意を強制したり合意違反の責任を追及したりすることはない。

市は、あくまで、三者で合意した内容を実現するためにサポートするにとどまり、合意形成自体は裁判所や弁護士の業務として役割分担をしている。

(4) 支援者

面会交流に関して豊富な知識と経験を持つ山口恵美子氏（明石市親子交流支援アドバイザー）を中心に、市職員（一般行政職員及び弁護士職員）が担当している。

ケースによっては、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室に応援を頼むこともある。

(5) 内容

① 交流日程等の連絡調整

支援者が父母それぞれに連絡をして、第2日曜日を原則として面会交流の日程調整を行う。父母にとっては、相手方と直接連絡をとらなくても済み、心理的負担が軽減されるというメリットがある。

② 面会交流当日におけるこどもの受渡し

面会交流当日に、支援者がこどもと一緒に暮らしている親（監護親）からこどもを預かり、こどもと離れて暮らしている親（面会親）のもとにこどもを連れて行く。

交流中は、支援者はこどもや親に付き添わず、親子水入らずの時間を過ごす。

交流後は、支援者が面会親からこどもを預かり、監護親のもとにこどもを連れて行く。

父母にとっては、交流当日に相手方と顔を合わせなくても済むというメリットがある。

③ 面会交流の場における付添い

こどもを親に引き合わせる流れは②と同様であるが、交流中に支援者が付き添う点が②と異なる。主に未就学児が対象で、交流場所は明石駅前再開発ビル（パピオスあかし）5階（あかしこども広場）のプレイルームである。

こどもと面会親だけで過ごすことを避けられるため、特に監護親にとっては、連れ去り等を心配することなく安心して面会交流をすることができるメリットがある。



(6) 大まかな流れ

① 事前面談

支援者が父母それぞれと事前面談を行い、こどもの状態や交流の状況などについて確認する。

② 申込み

支援の利用について、こどもと父母の全員から同意をもらう。

③ 交流日程等の連絡調整

支援者がこどもと父母の予定を確認する。

④ 交流当日

こどもが安心・安全に面会交流をすることができ、父母が直接顔を合わせなくても済むようにするため、こども・監護親と面会親の集合時間と場所を別々に案内している。一般的に、面会親が先に集合場所に到着し、帰りはこども・監護親が帰宅してから一定時間経過後に面会親が帰宅する。



(7) 実績・ケース紹介

① 実績

約4年半の間(2016年10月～2021年3月)に、34人のこども(22家族)を支援し、コーディネートを合計221回行った。

② ケース1

【こども】 8歳男児(支援開始時)

【監護親】 母

【申込み】 母

【方法】 受渡し型

【期間】 2017年11月～現在

【回数】 合計21回

【状況】

母から市に対して、父からの付きまといが懸念されると相談があったケース。

母は、小学生のこどもの面会交流には前向きだが、当事者のみでは実施できないと判断し、市による面会交流のコーディネートに申し込んだ。

父と母子の集合時間及び場所を完全に分離することで、利用者の安心につながり、現在も面会交流を継続できている。



③ ケース 2

- 【こども】 3歳女児（支援開始時）
- 【監護親】 母
- 【申込み】 母
- 【方法】 付添い型
- 【期間】 2016年10月～2019年7月
- 【回数】 合計20回
- 【状況】

父から母に対する暴力があったこと等を理由に離婚したケース。

こどもに会いたい父と、父子の面会交流の必要性を認識していた母の要請に応じて、親族の協力により面会交流を数回実施していたが、離婚当時の軋轢もあり、親族だけでは面会交流を継続することが難しくなった。

そこで、母が市による面会交流のコーディネートに申し込み、こどもが未就学であったことから、母からの希望も受けて、付添い型の支援を開始した。

市が中立の立場で支援を行うことで、継続的に面会交流を実施することができた。

こどもが明石市外に転居したため、現在、支援は終了している。

(8) 利用者の声



- 明石市の介入により、多くの方にサポートしていただきながら面会できるようになり、感謝しています。
- 普段から遊び慣れている場所ということもあり、こどもは楽しそうにしているようです。

- こどもと定期的に会えること、こどもの成長を確認できることが嬉しい。
- 相手方親族に面会交流の調整をしてもらっていたが、上手く行かなかった。第三者に間に入っていただくことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。



(9) 課題と提言

面会交流のコーディネートは、支援件数も多く、利用者にも好評であるが、以下のとおり、支援者の人材確保の難しさなど、一自治体が直営で永久的に実施することには限界もあるため、国において支援体制をしっかりと確立することを切望する。

① 支援者の人材確保の難しさ

面会交流のコーディネートの支援者には、様々な知識やスキルが求められる。具体的には、こどもの発達や心の状態等についての知識や法的知識のほか、対人関係のスキルが必要である。

明石市では、コーディネートの中心的役割を果たしている親子交流支援アドバイザーが臨床心理士の資格を有しており、弁護士資格を有する職員や、対人関係のスキルに秀でている一般行政職員とともに支援を行っているが、支援件数が逡増する中で、これらの知識やスキルを兼ね備えた人材を継続的に一定数確保することが難しい状況にあることは否定できない。

② 国による面会交流支援体制の確立

支援者の人材確保が難しい状況は、明石市だけに限った話ではなく、全国共通の問題である。

全国のこどもたちが安心して安全に面会交流を行うことができるようにするため、国において、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）、臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）などの関係機関と連携して、面会交流のコーディネートを行うことができる知識とスキルを兼ね備えた人材を育成して、しっかりと面会交流支援体制を確立することが喫緊の課題である。



別居・離婚を経験した親子のために…
明石市に住む子ども達を支えます

※面会交流…子どもと離れて暮らしているお父さん
やお母さんが子どもと会って話をしたり一緒に遊ん
だりして交流することです

面会交流を サポートします!



※すでに面会交流を実施中の方でも、お困りごとがあればご相談ください。



多くの子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流は、その願いに応えるチャンスです。



※子ども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援を始めます

お申し込み・
お問い合わせ

明石市政策局 市民相談室

電話：078-918-5002 FAX：078-918-5102

メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

II こども養育専門相談

なかなか聞けない「こども」の養育に関する相談について家庭問題の専門家が1時間じっくりお話をお聞きます。

日時 毎月第4木曜日 午後1時～午後4時

予約 毎月1日から、電話にて予約受け付け

III 養育合意書・養育プラン・作成の手引きの配布



夫婦間の話し合いにおける参考資料として、養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」、「こども養育プラン」及び「合意書・養育プラン作成の手引き」を離婚届の配布時や相談時に配布しています。

▶作成の手引き

IV 養育手帳「こどもと親の交流ノート」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するためのノートを希望者に配付しています。



▶こどもと親の交流ノート

V 親子交流サポート事業



▶明石市立天文科学館（プラネタリウム併設）

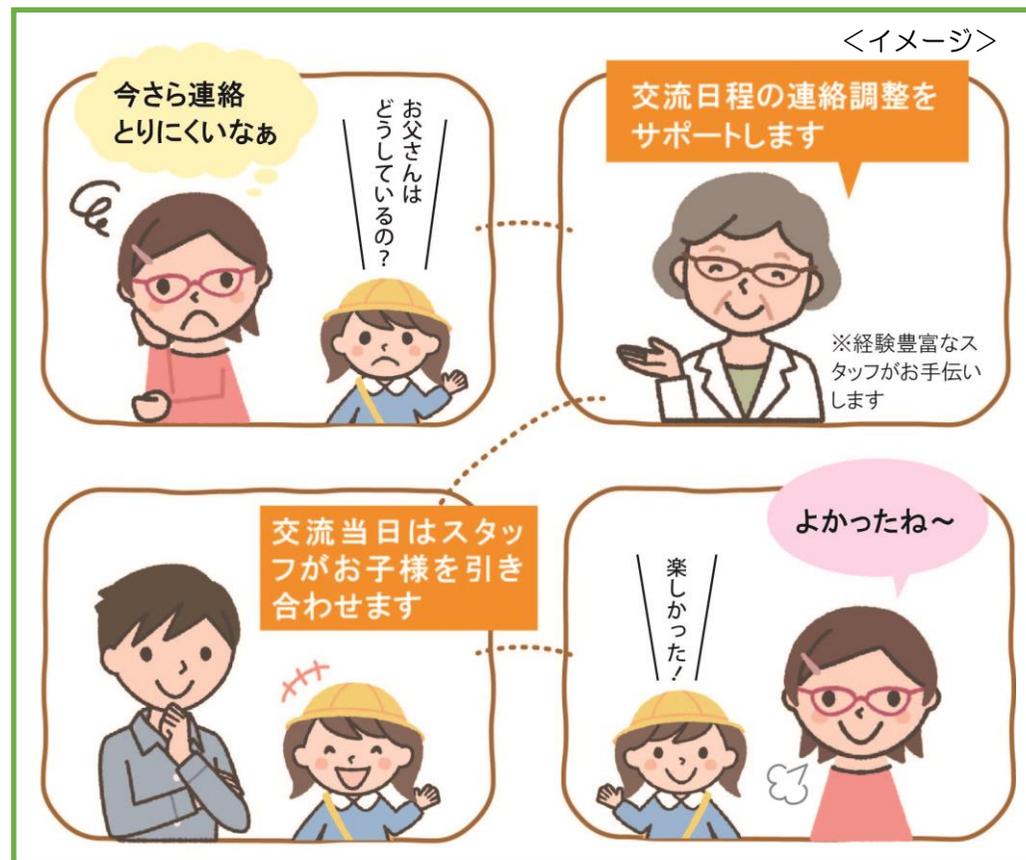
離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料でご利用いただけます。

2020年4月作成
明石市 市民相談室

明石市の面会交流支援

明石市では、こどもの健やかな成長のために、両親の離婚や別居によって別々に暮らす親子の交流をお手伝いしています。

I 面会交流のコーディネート



面会交流に際して、直接連絡ができない・顔を合わせられない両親間にて、

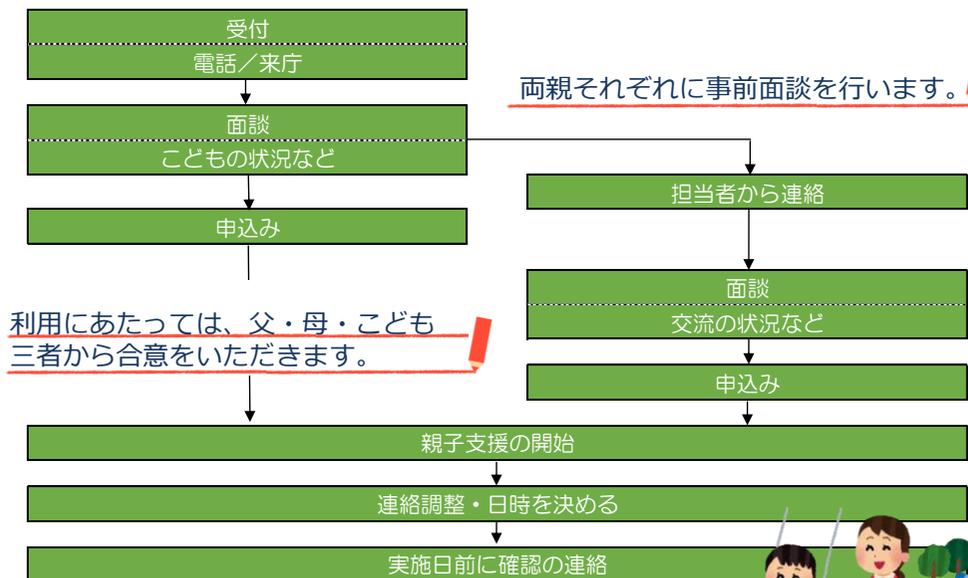
- ① 交流日程等の連絡調整
- ② 交流当日の受渡し
- ③ プレイルームでの付添い  を行っています。

面会交流のコーディネートの流れ

i) 申込みから交流当日まで

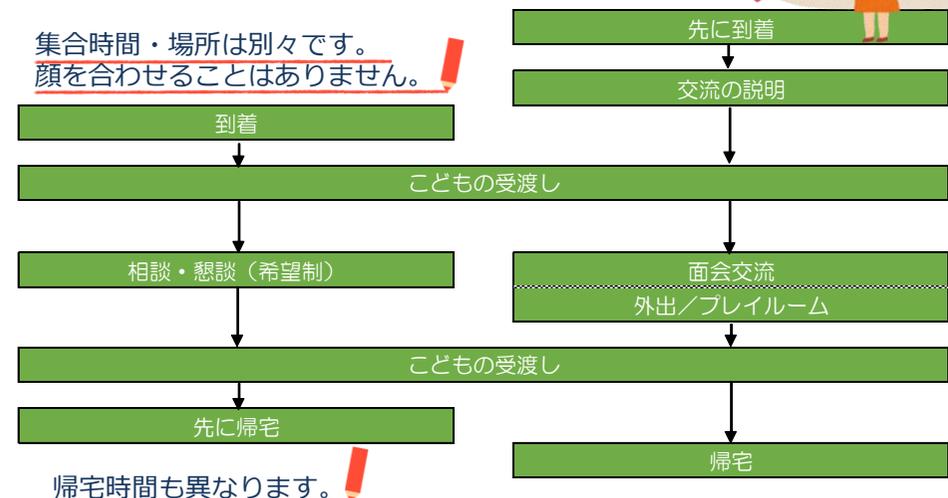
一緒に暮らす親
(監護親)

離れて暮らす親
(面会親)



ii) 交流当日

集合時間・場所は別々です。
顔を合わせることはありません。



コーディネートを実施したこどもの数 (件数)

22人 (付添い4人、受渡し14人、連絡調整4人)
15件 (付添い4件、受渡し9件、連絡調整2件)

コーディネート実施回数

平成28年度8回、平成29年度42回、平成30年度64回、
令和元年度57回 (令和2年3月末日時点)

平成28年9月のモデル実施以降、さまざまなご家庭のこどもの面会交流のコーディネートをを行っています。

- その中で、
- 母親と離れて暮らすこども
 - 外国人の親をもつこども
 - 一方の親が遠方に住んでいるこども
 - 障害をもつこども など、

自力での面会交流実施が困難なご家庭のコーディネートも実施してきました。



▶付添型の交流では、明石駅前のプレイルームを利用しています。

利用者の声

アンケートなどでいただいたご感想の一部を紹介します。



○明石市の介入により、多くの方にサポートしていただきながら面会できるようになり、感謝しています。
○普段から遊び慣れている場所ということもあり、こどもは楽しそうにしているようです。

○こどもと定期的に会えること、こどもの成長を確認できることが嬉しい。
○相手方親族に面会交流の調整をしてもらっていたが、上手く行かなかった。第三者に間にあっていただくことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。

